

植物防疫所 病虫害情報

No.106

2015・7・15

輸出促進に向けた取組

1 はじめに

2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において、政府は、2012年時点で約4,500億円であった農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円とする目標を掲げている。農林水産省では輸出戦略実行委員会を設置し、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」に基づく取組の検証や、オールジャパンでの実効性ある輸出拡大に向けた取組体制等について議論を行うなど、輸出促進に積極的に取り組んでおり、2014年の農林水産物・食品の輸出額は、過去最高の6,117億円に達した。

ここでは、植物検疫に関する取組について概要を紹介する。

相手国の検疫要件を満たさない荷口を除外し、要件を満たす荷口を速やかに補充できるため、受検者の利便性向上に寄与している。



図2 卸売市場での輸出検査

2 輸出検疫の利便性向上

(1) 集荷地検査の実施

植物防疫所では、輸出者等からの要望に応じ、輸出される農産物が生産されている地域の集荷施設、港や空港近くの市場等に出向いて輸出検査を実施しており、その件数も年を追って増加している（図1）。

例えば、台湾向けリンゴ生果実では、選果こん包施設に植物防疫官が出向いて検査を実施しているほか、香港、シンガポール向け苗類やアラブ首長国連邦、オランダ、オーストラリア向け切花などでは卸売市場で検査を行う事例がある（図2）。こうした集荷施設での輸出検査は、

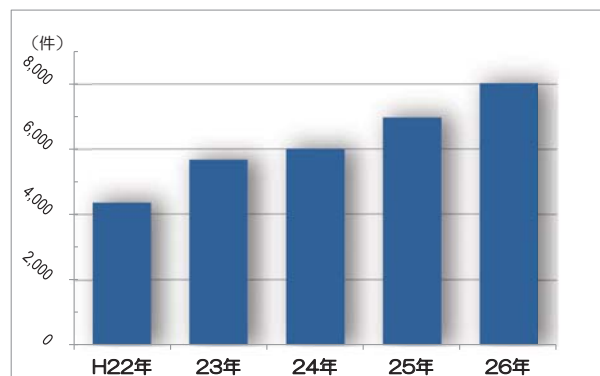


図1 集荷地検査件数の年別推移

(2) 輸出関係者に対する情報提供

植物防疫所では、産地や輸出者などに対し、検疫条件等の情報提供や病虫害の防除方法について技術的な指導を行い、輸出検疫制度の周知を行っている。具体的な取り組みとしては、台湾向けモモ等生果実選果技術員に対する技術研修会、EU向け盆栽等の輸出に関する説明会などの実施がある。また、諸外国への輸出条件や輸出検査申請書の様式等については、植物防疫所ホームページで情報を提供している（<http://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/export/index.html>）。

更に、昨年、外国人旅行者に対する消費税の免税対象が食品等にも拡大されたところであり、本年4～5月、観光庁や経済産業省などにより、民間事業者等を対象とした消費税免税制度説明会が全国12か所で開催され、農林水産省もこれに参加し、農産物を携行手荷物として海外に持ち出す際に必要な手続き等の説明を行った。これまで植物検疫に接することがなかった小売業や旅行業等の関係者の方々にも、情報提供できるよい機会になった。

3 輸出検疫条件の確立

輸出相手国が病虫害を理由に日本からの農産物の輸入を禁止している品目は、二国間の技術協議を行い、相手国が懸念する病虫害の侵入を阻止し得る検疫措置を確立することにより、輸出が可能となる。タイ向けカンキツ類生果実、中国向け精米、台湾向けリンゴ・ナシ等生果実などがその例で、2015年6月現在、6か国(地域)向けに23品目の輸出検疫条件が確立している。

最近では、2014年12月、オーストラリア向けブドウ生果実について、オウトウショウジョウバエ、ブドウネアブラムシ等19種の病虫害を対象とした園地管理及び収穫した果実の消毒処理を条件に輸出が可能となった。

また、米国向けうんしゅうみかん生果実は、1967年から条件付きで輸出されてきたが、米国でのカンキツかいよう病の発生を受け、輸出条件の緩和に向けた協議を継続してきたところである。その結果、2014年11月に米国の国内規則が改正され、これまで国内産地の負担が大きかった輸出条件(①カンキツかいよう病の無病地区及び緩衝地区の設置、②落花直後及び収穫期前の園地検査、③米国検査官の招へいによる日米合同検査等)が削除され、検疫上の条件が緩和された。

一方、輸出解禁要請を行っているものは、ベトナム向けリンゴ生果実、米国向けカキ生果実、台湾向けトマト生果実など7か国(地域)14品目である。協議は技術的内容が主であり、また、輸出相手国政府で規則改正手続(パブリックコメント等を含む)が必要となる場合も多いため、要請から実際に輸出が可能となるまで年単位の長い期間を要することも稀ではないが、品質の高い日本産農産物の販路拡大に向けて、粘り強く協議を進めていくことが重要と考えている。

4 携行手荷物の輸出促進

「日本再興戦略」には、観光立国実現に向けた施策の推進も掲げられている。農林水産省は、観光庁などの関係省庁、地方自治体や民間機関と連携し、訪日外国人旅行者による国内消費を振興する取組を展開している。植物防疫所でも、日本産農産物の「お土産」としての持ち帰りについて、輸出検疫に関する旅行者向けリーフ

レット等の広報用資料を訪日旅行者を中心に配布し、制度周知を図っているところである(図3)。

また、これと並行して、国内の主要空港(成田、羽田、関西及び福岡空港(2015年6月現在))の旅客ターミナルに「輸出植物検疫カウンター」を設置し、輸出検査申請の受付、検査の実施及び植物検疫証明書の発給を行っている(図4)。旅客ターミナル内にカウンターを設置することで、旅行者の利便性が向上するとともに、気軽に植物検疫に関する相談が寄せられるなど、カウンターの設置を機に植物検疫に対する周知・理解が高まるなどの効果が生じている。

また、日本産農産物が訪日旅行者の「お土産」として認知され、その魅力により今後のさらなる輸出につながることを期待するとともに、植物防疫所としても日本産農産物の輸出の円滑化に積極的に取り組んでいきたい。



図3 農産物の持ち出しに関するリーフレット
(英語版 & 日本語版)
(<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/leaflet/index.html>)



図4 輸出植物検疫カウンターでの検査の様子